

令和 7 年

上尾市教育委員会 4 月定例会 議案

議 案 名

議案第 2 3 号	上尾市教育委員会の所管する行政手続等における情報 通信の技術の利用に関する規則の改正について -----	1
議案第 2 4 号	上尾市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命 について -----	2
議案第 2 5 号	上尾市幼児教育推進協議会委員の委嘱又は任命につい て -----	4
議案第 2 6 号	上尾市学校給食運営委員会委員の委嘱又は任命につい て -----	6
議案第 2 7 号	公文書公開決定処分に係る審査請求に対する裁決につ い -----	8

議案第 23 号

上尾市教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則の制定について

上尾市教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 4 月 24 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

上尾市教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

上尾市教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和 6 年上尾市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

上尾市教育委員会の所管する行政手続等における上尾市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則

本則中「手続等に関し」を「行政手続等に関し」に、「情報通信の技術を」を「情報通信技術を」に、「市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」を「上尾市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出する。

議案第 2 4 号

上尾市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について

上尾市いじめ問題対策連絡協議会委員に下記の者を委嘱し、又は任命する。

令和 7 年 4 月 2 4 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

1 委嘱〔任期：令和 8 年 4 月 3 0 日まで〕

氏 名	住 所 等	役職名等	備考
すずき なみ 鈴木 菜美	中央児童相談所勤務	安全確認・市町村支援 担当課長	再任
こいで たかのり 小出 崇憲	上尾警察署勤務	生活安全課長	再任
すが さとし 須賀 聡	上尾市青少年育成連 合会所属	副会長	再任
たかやま りょうへい 高山 亮平	上尾市 P T A 連合会 所属	会長	再任
やまだ まさひろ 山田 正浩	上尾市立大谷中学校 勤務	上尾市生徒指導推進協 議会長	新任

2 任命〔任期：令和 8 年 4 月 3 0 日まで〕

氏 名	住 所 等	役職名等	備考
さとう じん 佐藤 仁	上尾市勤務	総務課長	新任
もちだ ゆりえ 持田 ゆりえ	上尾市勤務	こども家庭保健課長	新任
まつざき まりこ 松崎 まり子	上尾市勤務	青少年課長	新任
うちやま やちよ 内山 八千代	上尾市勤務	人権男女共同参画課長	再任
よしだ みつる 吉田 充	上尾市立富士見小学 校勤務	上尾市小学校長会長	新任
とうは ひでき 洞派 英樹	上尾市立原市中学校 勤務	上尾市中学校長会長	新任

提案理由

上尾市いじめ問題対策連絡協議会委員の任期満了に伴い、上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例第5条第3項の規定により、委員の委嘱又は任命を行いたいので、この案を提出する。

議案第 25 号

上尾市幼児教育推進協議会委員の委嘱又は任命について

上尾市幼児教育推進協議会委員に下記の者を委嘱し、又は任命する。

令和 7 年 4 月 24 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

1 委嘱 [任期：令和 9 年 4 月 30 日まで]

選出 区分	氏 名	住 所 等	役職名等	備 考
1 号 委員	てらさき けいこ 寺崎 恵子	聖学院大学勤務	人文学部児童学科 准教授	再任
	もりた まりこ 森田 満理子	埼玉県立大学勤務	社会福祉子ども学 科准教授	新任
2 号 委員	すがわら まゆみ 菅原 真弓	上尾市立原市保育所 勤務	所長	再任
	たなか ゆりこ 田中 由利子	こどもの園プラムハ ウス勤務	園長	再任
3 号 委員	いなだ ひであき 稲田 英明	原市文化認定こども 園勤務	園長	再任
	こやま たかゆき 小山 隆行	双葉台幼稚園勤務	園長	新任

2 任命 [任期：令和 9 年 4 月 30 日まで]

選出 区分	氏 名	住 所 等	役職名等	備 考
4 号 委員	たきざわ ようこ 瀧沢 葉子	上尾市立大石北小学 校勤務	校長	再任
	きょうの くにとか 興野 邦孝	上尾市立上平北小学 校勤務	校長	再任

【選出区分】

- 1 号委員：幼児教育に関し学識経験のある者
 2 号委員：市内に設置されている保育所において保育事業に携わる者
 3 号委員：市内に設置されている幼稚園又は認定こども園において幼児
 教育に携わる者
 4 号委員：市立小学校の校長を代表する者
 5 号委員：前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

提案理由

上尾市幼児教育推進協議会委員の任期満了に伴い、上尾市幼児教育推進協議会条例第3条第2項の規定により、委員の委嘱又は任命を行いたいの
で、この案を提出する。

議案第 26 号

上尾市学校給食運営委員会委員の委嘱又は任命について

上尾市学校給食運営委員会委員に下記の者を委嘱し、又は任命する。

令和 7 年 4 月 24 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

1 委嘱〔任期：令和 9 年 4 月 30 日まで〕

選出 区分	氏 名	住 所 等	役職名等	備 考
2 号 委員	きのうち たけひと 木ノ内 岳人	上尾市上野在住	上尾市立平方小学校 P T A 会長	新任
	じん はるひこ 神 陽彦	上尾市東町在住	上尾市立東町小学校 P T A 会長	新任
	しぶや ゆかり 渋谷 由織	上尾市上野在住	上尾市立太平中学校 P T A 会長	新任
	さいとう まさと 齋藤 昌斗	上尾市中妻在住	上尾市立大石中学校 P T A 会長	新任
3 号 委員	いとう ひろゆき 伊藤 裕之	上尾市上町在住	学校医	新任
4 号 委員	たかはし なおこ 高橋 直子	上尾市西宮下在住	学校薬剤師	再任
5 号 委員	えはら かよこ 江原 佳代子	埼玉県鴻巣保健所勤務	生活衛生・薬事担当課長	新任

2 任命〔任期：令和 9 年 4 月 30 日まで〕

選出 区分	氏 名	住 所 等	役職名等	備 考
1 号 委員	くまさか ゆみこ 熊坂 由美子	上尾市立平方東小学校勤務	校長	再任
	くろき やすふみ 黒木 康文	上尾市立東町小学校勤務	校長	再任
	きょうの くにとか 興野 邦孝	上尾市立上平北小学校勤務	校長	新任
	ねもと すみえ 根本 純江	上尾市立大石南小学校勤務	校長	新任
	はぎや けん 萩谷 健	上尾市立大石中学校勤務	校長	再任
	みやた すみお 宮田 純生	上尾市立太平中学校勤務	校長	再任

	いしだ けんいち 石田 賢一	上尾市立東中学校勤務	校長	再任
	ひろ み ほ 廣 美穂	上尾市立南中学校勤務	校長	再任
6 号 委員	たかやま あい 高山 愛	上尾市立西小学校勤務	教諭	新任
	にしお な つ え 西尾 奈津江	上尾市立上平中学校勤務	教諭	新任
	さとう ひろこ 佐藤 博子	上尾市立富士見小学校勤務	栄養教諭	新任
	おおの り か 大野 里香	上尾市立東中学校勤務	栄養教諭	新任
	すずき あやこ 鈴木 綾子	上尾市立平方北小学校勤務	給食調理員	新任

【選出区分】

- 1号委員：学校の校長を代表する者
- 2号委員：学校に在学する児童又は生徒の保護者を代表する者
- 3号委員：学校の学校医を代表する者
- 4号委員：学校の学校薬剤師を代表する者
- 5号委員：本市を所管する保健所職員
- 6号委員：前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

提案理由

上尾市学校給食運営委員会の委員の任期満了に伴い、上尾市学校給食運営委員会条例第3条第2項の規定により、委員の委嘱又は任命を行いたいので、この案を提出する。

議案第 27 号

公文書公開決定処分に係る審査請求に対する裁決について

公文書公開決定処分に係る審査請求について、別紙のとおり裁決する。

令和 7 年 4 月 24 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

提案理由

公文書公開決定処分に係る審査請求について、認容し、当該処分を取り消す裁決をしたいので、この案を提出する。

裁 決 書

審査請求人

住所 * * * * *

氏名 * * * * *

処分庁 上尾市教育委員会

審査請求人が令和 7 年 3 月 4 日に提起した審査請求人に対する令和 7 年 1 月 1 4 日付け上教指第 2 1 8 9 - 1 号の公文書公開決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主文

本件審査請求を認容し、本件処分を取り消す。

第 1 事案の概要

- 1 令和 7 年 1 月 5 日、審査請求人は、上尾市情報公開条例（平成 1 1 年上尾市条例第 3 0 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、「令和 6 年度上尾市中学生海外派遣事業に参加する生徒の負担金を 1 人当たり 8 万円・生保受給及び就学援助対象者は 3 万 7 千円とした理由や根拠が判別できる文書・資料等」を公開請求した。
- 2 令和 7 年 1 月 1 4 日、処分庁は、条例第 1 1 条第 1 項の規定に基づき上教指第 2 1 8 9 - 1 号において「第 3 1 回（令和 6 年度）上尾市中学生海外派遣研修事業実施要項」を特定した文書とし、本件処分を行った。
- 3 令和 7 年 3 月 4 日、審査請求人は、公開された文書が求めている文書・資料等とは異なることから、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 2 条の規定に基づき、原公開請求に係る公文書を改めて公開するよう、審査庁に対して本件審査請求を提起した。

第2 審理関係人の主張

1 審査請求人の主張

本件処分により開示された文書は、審査請求人の求めている文書・資料等とは異なるものであることから、請求した文書・資料等を今一度涉猟のうえ、あらためて開示することを求める。

2 処分庁の主張

本件処分により公開した文書の公開及び令和7年1月14日付け上指第2189-1号の公文書公開決定通知書における備考欄の記載により、審査請求人の求めに応じたと認識していた。

しかし、公開した文書には、令和6年度上尾市中学生海外派遣事業に参加する生徒の負担金を1人当たり8万円・生保受給及び就学援助対象者は3万7千円とした理由や根拠を判別できる記載がないことを認める。

第3 理由

本件処分により公開された文書は、審査請求人が求める文書・資料等とは異なるものであると認めるため、審査請求人の主張には理由がある。

第4 結論

以上のとおり、本件請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

なお、本裁決に併せ、原公開請求に係る公文書を改めて精査することとする。

令和7年 月 日

審査庁 上尾市教育委員会

教示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として（訴訟において上尾市を代表する者は上尾市教育委員会となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として（訴訟において上尾市を代表する者は上尾市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。